別添1

監督指導において違法な長時間労働を認めた事例

広島労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。
監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

小売業の店舗における店長に長時間労働が認められた事例

立入調査で把握した事実

① 月80時間を超える時間外労働が行われているとの情報を受け、小売業の事業場（労働者10人未満）に立入調査を実施した。

② 調査の結果、**店長について**、36協定で定めた上限時間（時間外労働月45時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える**1か月当たり114時間**の違法な時間外・休日労働が認められた。長時間労働となった原因は、長時間にわたる営業時間中の対応に加え、その後の店長業務が重なったため。

③ また、定期健康診断において有所見であった労働者について、医師からの意見聴取を行っていなかったことも明らかとなった。

労働基準監督署の指導

◆ **長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと**
- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第40条違反）
- 労働基準法に定められた上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆ **定期健康診断結果について、医師からの意見聴取を行っていなかったこと**
- 定期健康診断において有所見であった労働者について、医師からの意見聴取を行うよう是正勧告（労働安全衛生法第66条の４違反）

指導の結果講じられた改善対策

◇ 長時間にわたる時間外・休日労働の解消に向けた取組
- 店長の業務負担の軽減に向けた**即効性のある対策として、エリアマネージャーによるヘルプ体制**を暫定的に構築
- 店長業務を営業時間中にも行えるようにするため、**正社員を異動させ体制増強**を図るとともに、求人も実施

◇ **地域産業保健センターを活用**し、有所見者について医師の意見を聴取することとした。

求人はお近くのハローワークへ

広島県内の産業保健センター